ASBJ

第 576 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(5)-2

日付　2026 年 5 月 14 日

プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	事業モデルに基づくアプローチの採用

I. 本資料の目的

1. 本資料では、金融資産の分類アプローチに関する定めを確認した上で、事業モデルに基づくアプローチの採用に関する ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 571 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 24 日開催）において、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手することが了承された。また、基準開発の進め方について、減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ 1 として優先的に検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった[1]。

3. フェーズ 1 における主な検討項目及び検討の進め方について、第 571 回企業会計基準委員会等[2]では次のことを提案した。

主な検討項目

(1) 分類のアプローチ（事業モデル及び SPPI 要件に基づくアプローチを採用するかどうか、負債性金融商品と資本性金融商品との区分）

(2) 実効金利法による償却原価で測定する金融資産[3]の範囲（予想信用損失モデルを適用する金融資産の範囲）

(3) 組込デリバティブ

---

[1] その他の領域（株式を含む。）については、フェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。

[2] 第 571 回企業会計基準委員会及び第 250 回金融商品専門委員会（2026 年 2 月 19 日開催）を合わせて「第 571 回企業会計基準委員会等」という。

[3] その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定しつつ当期純利益の算定において実効金利法による償却原価を用いるものを含む。

(4) 公正価値オプション

検討の進め方

(1) IFRS 会計基準の分類及び測定の定めを導入した場合の影響について分析を進めつつ、必要に応じて米国会計基準の定めを参考に検討する。

(2) 日本基準でこれまで重視してきた考え方や国際的に意見発信してきた内容（例：事業投資と金融投資の区分、リサイクリング、組込デリバティブの区分処理）に照らして、整理を行う。

4. また、これまでの審議において、他の論点と密接に関連する分類のアプローチを優先的に検討することが考えられるとの意見が聞かれている。

5. 前項の意見を踏まえ、本資料では金融商品会計基準等[4]と IFRS 会計基準における金融資産の分類アプローチに関する定めを確認した上で、本資料第 3 項のフェーズ 1 における主な検討項目(1)の金融資産の分類アプローチの一部である事業モデルに基づくアプローチを採用するかどうかに関する ASBJ 事務局の分析をお示しする。なお、本資料は SPPI 要件に関する分析を含んでいないため、ASBJ 事務局からの提案は含んでいない。また、組込デリバティブの区分処理及び公正価値オプションについては今後検討を行うこととしているため、次項以降の分析において複合金融商品は想定しておらず、公正価値オプションに関連する分析も含んでいない。

III. 金融資産の分類アプローチに関する定めの確認

金融商品会計基準等における定め

6. 金融商品会計基準においては、当該会計基準の適用範囲の明確化の観点から基本的に金融商品の法的形態に基づいて分類することとされている[5]。また、有価証券については、金融商品取引法に定義する有価証券を基礎としつつ、金融資産の性質も考

[4] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品 Q&A」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

[5] 金融商品会計基準では、「本会計基準の適用範囲となる金融資産及び金融負債については、適用範囲の明確化の観点から、米国基準等に見られる抽象的な定義によるのではなく、現金預金、金銭債権債務、有価証券、デリバティブ取引により生じる正味の債権債務等の具体的な資産負債項目をもって、その範囲を示すこととした」とされている。

慮した上で企業会計上の有価証券として取り扱うものを定めている（金融商品会計基準第 53 項）。

7. 次に、金融資産の評価基準に関して、金融商品会計基準は、前項の法的形態を基礎に分類された金融商品の種類ごとに、時価評価を基本としつつ金融資産の属性及び保有目的に応じた会計処理方法を定めている（金融商品会計基準第 66 項及び第 120 項）。この背景について、金融商品会計基準では次のことが示されている。

時価評価を基本とすることについて

(1) 金融資産については、「一般的には、市場が存在すること等により客観的な価格として時価を把握できるとともに、当該価格により換金・決済等を行うことが可能」である。このような金融資産については、投資情報としても、企業の財務認識としても、金融商品に係る我が国の会計基準の国際的調和化の観点からも時価で評価することが必要であると考えられる。（金融商品会計基準第 64 項及び第 65 項）

保有目的等を考慮することについて

(2) 金融資産の属性及び保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合が考えられる。このような保有目的等をまったく考慮せずに時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられる。（金融商品会計基準第 66 項）

（分類変更（保有目的区分の変更））

8. 有価証券（債券）については、取得時にその保有目的に基づいて、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、その他有価証券のいずれかに区分することとされている。また、当該保有目的区分の事後的な変更は、一定の状況が生じた場合[6]にのみ認められている。（金融商品実務指針第 263 項及び第 80 項）

9. ただし、容易に満期保有目的の債券に分類することによって時価評価から逃れるこ

---

[6] 保有目的区分の変更が認められるのは、次の場合に限られるとされている。（金融商品実務指針第 80 項）
(1) 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合
(2) 本報告により、保有目的区分の変更があったとみなされる場合
(3) 株式の追加取得又は売却により持分比率等が変動したことに伴い、子会社株式又は関連会社株式区分から他の保有目的区分に又はその逆の保有目的区分に変更する場合
(4) 法令又は基準等の改正又は適用により、保有目的区分を変更する場合

とを抑止する観点から、満期保有目的以外の保有目的で取得した債券を事後的に満期保有目的の債券へ振り替えることは認められない（金融商品実務指針第 82 項及び第 273 項）。また、満期保有目的の債券に分類された債券の一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合は、原則として満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない[7]。この場合、保有目的の変更を行った事業年度を含む 2 事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。（金融商品実務指針第 82 項及び第 83 項）

IFRS 会計基準における定め

10. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では、すべての金融資産について事業モデル及び SPPI 要件に基づく単一の分類アプローチを適用し、次のいずれかに分類することを要求している。（IFRS 第 9 号 4.1.1 項から 4.1.3 項）

(1) 償却原価で測定するもの

(2) その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定するもの

(3) 純損益を通じて公正価値（以下「FVPL」という。）で測定するもの

（事業モデル）

11. IFRS 第 9 号では、企業の経営幹部[8]が決定した金融資産の管理に関する企業の事業モデルに基づいて金融資産を分類することが要求されている。ここで、事業モデルとは、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産をどのように管理して

---

[7] 次のような状況が生じた場合又は生じると合理的に見込まれる場合には、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的区分に振り替えたり、償還期限前に売却しても、残りの満期保有目的の債券について売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替える必要はないとされている。
(1) 債券の発行者の信用状況の著しい悪化
(2) 税法上の優遇措置の廃止
(3) 法令の改正又は規制の廃止
(4) 監督官庁の規制・指導
(5) 自己資本比率等を算定する上で使用するリスクウェイトの変更
(6) その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生

[8] 経営幹部とは、「企業の活動を直接、間接に計画し、指示を行い、そして支配する権限及び責任を有する者（企業の取締役（業務執行権がある者もそれ以外の者も）を含む）」と定義されている（IFRS 第 9 号 B4.1.1 項及び IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」第 9 項）。

いるのかを意味するものであり、次のいずれの事業モデルの中で保有されているかによって金融資産を分類するものである。(IFRS 第 9 号 4.1.2 項(a)、4.1.2A 項(a)、4.1.4 項、B4.1.1 項、B4.1.2A 項及び B4.1.5 項)

(1) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデル(以下「回収事業モデル」という。)

(2) 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデル(以下「回収及び売却事業モデル」という。)

(3) (1)及び(2)以外の事業モデル(以下「その他の事業モデル」という。)

12. 事業モデルは、金融資産のグループが特定の事業目的を達成するためにどのように一括して管理されているのかを反映するレベルで決定され、個々の金融商品に関する経営者の意図には左右されないとされている。金融資産の管理に関する企業の事業モデルは、事実の問題であり単なる主張ではないとされ、通常は企業が事業モデルの目的を達成するために行う活動を通じて観察可能であり、企業は評価日において利用可能なすべての関連性のある証拠[9]を考慮しなければならないとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.2 項及び B4.1.2B 項)

13. また、事業モデルについて、IFRS 第 9 号では次のことが示されている。

(1) 回収事業モデル

① 企業の事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであるとしても、企業はそれらの金融資産のすべてを満期まで保有する必要はない。金融資産の売却が生じる場合又は将来において生じると見込まれる場合であっても、企業の事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することである可能性がある。(IFRS 第 9 号 B4.1.3 項)

② 企業が資産の信用リスクの増大があった時に金融資産を売却する場合で

---

[9] 評価日において利用可能なすべての関連性のある証拠について、IFRS 第 9 号では次のものが例示されている。(IFRS 第 9 号 B4.1.2B 項)
(1) 事業モデル及び当該事業モデルの中で保有されている金融資産の業績が、どのように評価され企業の経営幹部に報告されているか
(2) 事業モデル(及び当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、特に、当該リスクが管理されている方法
(3) 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)

あっても、事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することである可能性がある。信用悪化による信用損失の可能性を最小限にすることを目的とした信用リスク管理活動は、そうした事業モデルに不可欠である。（IFRS 第 9 号 B4.1.3A 項）

③ 他の理由で生じる売却、例えば、信用集中リスクを管理するために（当該資産の信用リスクの増大がない場合に）行われる売却も、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルと整合的である可能性がある[10]。（IFRS 第 9 号 B4.1.3B 項）

(2) 回収及び売却事業モデル

① 回収事業モデルと比較して、この事業モデルは、通常、売却の頻度と金額が大きくなる。これは、金融資産の売却が事業モデルの目的の達成に不可欠のものであり、単なる付随的なものではないからである。しかし、この事業モデルにおいて生じなければならない売却の頻度又は金額の閾値はない。（IFRS 第 9 号 B4.1.4B 項）

(3) その他の事業モデル

① FVPL で測定する結果となる事業モデルの一例は、企業が金融資産を当該資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現する目的で管理している事業モデルである。企業は、当該資産の公正価値に基づいて意思決定を行い、当該公正価値を実現するために当該資産を管理する。この場合、企業の目的は、通常は活発な売買を生じることになる。（IFRS 第 9 号 B4.1.5 項）

② 管理と業績評価が公正価値ベースで行われている金融資産のポートフォリオは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもない。企業は主として公正価値情報に焦点を当て、その情報を資産の業績評価と意思決定のために使用する。こうした

---

[10] 当該売却が稀である場合（たとえ金額が多額であっても）又は価額が個々にも合計でも多額ではない場合（たとえ頻繁であっても）には、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルと整合的である可能性があるとされている。ただし、そうした売却が、あるポートフォリオから稀とはいえない回数で行われ、当該売却の価額が（個々に又は合計のいずれかで）僅少とはいえない場合には、企業は、そうした売却が契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合するのかどうか、また、どのように整合するのかを評価する必要があるとされている。（IFRS 第 9 号 B4.1.3B 項）

ポートフォリオについては、契約上のキャッシュ・フローの回収は、事業モデルの目的の達成にとって付随的なものに過ぎない。したがって、こうした金融資産のポートフォリオは、FVPL で測定しなければならない。(IFRS 第 9 号 B4.1.6 項)

分類変更

14. IFRS 第 9 号では、企業が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合[11]に、かつ、その場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産について分類変更を行うことが要求されている。こうした変更は外部当事者に対して立証できるものでなければならないことから、極めて稀にしか起こらないと予想され、企業が自らの営業にとって重大な活動の開始又は終了のいずれかを行う場合だけであるとされている。(IFRS 第 9 号 4.4.1 項及び B4.4.1 項)

(SPPI 要件)

15. SPPI 要件とは、「金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる」かどうかで金融資産を分類するものである (IFRS 第 9 号 4.1.2 項(b)及び 4.1.2A 項(b))。

16. 元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的であり、貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価は、通常は利息の最も重大な要素であるとされている。また、契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めに関連がないもの (株価や商品価格の変動に対するエクスポージャーなど) を持ち込む契約条件は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じさせないとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.7A 項)

17. さらに、IFRS 第 9 号では、SPPI 要件の判定に関する詳細なガイダンスが提供されている。

(IFRS 会計基準において事業モデルと SPPI 要件に基づく分類アプローチが採用された背景)

[11] IFRS 第 9 号において、次の事項は事業モデルの変更に該当しないとされている。(IFRS 第 9 号 B4.4.3 項)
(1) 特定の金融資産に係る意図の変更 (たとえ市況に著しい変化がみられる状況でも)
(2) 金融資産に関する特定の市場の一時的な消失
(3) 異なる事業モデルを有する企業内の部門間での金融資産の移転

18. IFRS 第 9 号は、多くの利害関係者から IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）の要求事項は複雑であり、原則ベースで複雑性を低減した金融商品に関する新しい基準書の開発を求める意見が聞かれたことに対応したものであるとされている。（IFRS 第 9 号 BCE.7 項及び BCE.8 項）

19. IAS 第 39 号への批判を踏まえ、IFRS 第 9 号では、すべての金融資産について原則ベースの単一の分類アプローチが導入されているが、この目的は「金融資産に係るキャッシュ・フローがどのように実現すると見込まれるのかを財務諸表に忠実に表現すること」であると述べられている。（IFRS 第 9 号 BCE.16 項）

20. 金融資産の分類アプローチについて、2008 年に IASB が公表したディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」（以下「DP」という。）では、金融商品会計の複雑性を低減させる観点から、すべての金融資産を FVPL で測定することが提案されていた。この点、当該提案に反対する意見が多く聞かれたことから、IASB は、DP に対するフィードバックを踏まえ、FVPL を基礎としつつ、一定の要件を満たす金融商品については償却原価で測定するアプローチを採用することにしたとされている。（IFRS 第 9 号 BC4.6 項から BC4.8 項）

21. ここで、償却原価で測定される金融商品に対する実効金利法は、利息収益又は利息費用を関連する期間に配分することを目的としたものであり、元本でも元本残高に対する利息でもないキャッシュ・フローを配分するのに適切な方法ではないと考えられた。上述の分析を踏まえ、IASB は SPPI 要件を分類アプローチに組み込んだとされている（IFRS 第 9 号 BC4.23 項）。

22. また、事業モデルについては、契約上のキャッシュ・フローの予測の質（すわなち、可能性の高い実際のキャッシュ・フローが契約上のキャッシュ・フローの回収から生じるのか、又は満期前に当該金融商品を譲渡して公正価値の変動を認識することから生じるのか）に影響することから、分類アプローチに組み込んだとされている（IFRS 第 9 号 BC4.15 項及び 2009 年公開草案[12]BC31 項）。[13]

23. 以上をまとめると、IFRS 第 9 号における金融資産の分類アプローチは、FVPL で測

---

[12] 本資料では、2009 年 7 月に IASB が公表した公開草案「金融商品：分類及び測定」を「2009 年公開草案」と記載する。

[13] IASB は、事業モデルの条件を最初に考慮したほうが効率的であるとのコメントを踏まえ、事業モデルを最初に考慮することを明確にしたとされている。ただし、償却原価が利用者に関連性のある情報を提供することを確保するためには、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデルに含まれる金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（SPPI 要件）についても検討しなければならないことに留意したとされている。（IFRS 第 9 号 BC4.14 項）

定することを基礎としつつ、実効金利法による償却原価で測定する金融資産（契約上のキャッシュ・フローの期間配分を行う金融資産）を「事業モデル」と「SPPI 要件」の 2 つの軸によって決定するものであると考えられる。

IV. ASBJ 事務局による分析

24. 金融商品会計基準等では、法的形態を基礎に分類された金融資産の種類ごとに、客観的な時価の測定可能性、時価による換金可能性、金融資産の属性及び保有目的を踏まえて評価方法を定める分類アプローチが採用されている。一方、IFRS 第 9 号では、事業モデルと SPPI 要件に基づく分類アプローチが採用されている。

25. 金融商品会計基準等と IFRS 第 9 号を比較した場合、理屈の観点からいずれが優れているかについて一義的に決めることは必ずしも容易でないと考えられる。このため、次項以降では、事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れた場合の影響について分析することによって、検討を進めることとする。また、株式等についてはフェーズ 2 で分析を行うこととしていることから、以下では債権及び債券を対象として分析を行う。

事業モデルに関する分析

（分類を行う単位が変更となることによる影響の分析）

26. 金融商品会計基準等では個々の金融資産ごとに分類を行うのに対して、IFRS 第 9 号のアプローチでは事業モデルごとに分類を行うため、事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れた場合には、分類を行う単位が変更となると考えられる。この影響について、次の観点から検討を行う。

(1) 償却原価で測定する金融資産の範囲

(2) FVOCI で測定する金融資産の範囲

(3) FVPL で測定する金融資産の範囲

償却原価で測定する金融資産の範囲

27. 金融商品会計基準等では、債権及び満期保有目的の債券の貸借対照表価格は、取得原価又は償却原価に基づくとしている。ここで、債券については売却できることから、満期保有目的の債券について厳格な分類要件に設けつつ、本資料第 9 項のとおり、償還期限前に売却を行った場合には満期保有目的の債券に分類された残りのす

べての債券を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えるという要求事項（いわゆるテインティング・ルール）が設けられている。

28. 他方、IFRS 第 9 号では、回収事業モデルの中で保有されている金融資産については、償却原価で測定するとされている。また、本資料第 13 項(1)に記載のとおり、回収事業モデルにおいて、企業は金融資産のすべてを満期まで保有する必要はなく、金融資産の売却が生じる場合又は将来において生じると見込まれる場合であっても、企業の事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することである可能性があるとしている。

ただし、回収事業モデルについては、金融資産の売却（信用リスクの増大による売却を除く。）が当該事業モデルの中で保有される金融資産ポートフォリオから稀とはいえない回数で行われ、売却価額が（個々に又は合計のいずれかで）僅少とはいえない場合には、当該売却が金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合するかどうか、またどのように整合するのかを評価することが要求されている（IFRS 第 9 号 B4.1.3C 項及び B4.1.3A 項）。

29. ここで、債権については、トレーディング目的で保有している場合（本資料第 44 項から第 47 項において検討）を除くと、一般的に回収を目的としていることから、取得原価又は償却原価で測定することに大きな異論はないと考えられる。一方、満期保有目的の債券と回収事業モデルの中で保有されている金融資産とを比較した場合、償却原価で測定することとしている理由は異なると考えられる。

(1) 金融商品会計基準等における満期保有目的の債券は、本資料第 7 項(1)に記載のとおり金融資産については時価で評価することを基本としている状況において、満期まで売却せずに保有することを時価評価しない理由としていると考えられる。また、売却時の取扱いについて、いわゆるテインティング・ルールが設けられている。

(2) IFRS 第 9 号は、償却原価で測定される金融商品に対する実効金利法は、利息収益又は利息費用を関連する期間に配分することを目的としたものであるため、償却原価で測定する金融商品の分類に際して SPPI 要件を満たすことを求めていると考えられる。また、SPPI 要件を満たしていることを前提として、金融資産を稀な頻度で売却する場合も許容していると考えられる。

30. いずれの考え方も採用しうるものと考えられるが、SPPI 要件を取り込む場合には満期保有目的の債券に関する要件及びいわゆるテインティング・ルールが不要となり、次の理由から回収事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れることに利点があると考えられる。

(1) 満期保有目的の債券に分類するためには分類要件を厳格に満たすことが求められており、運用上の柔軟性が低いと考えられる。さらに、いわゆるテインティング・ルールについては、償還期限前に売却を行った場合には満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について分類変更を求めるという厳しい内容になっており、実際には満期保有目的で保有している残りの債券についても分類変更が求められることから、企業の実態から乖離する可能性があると考えられる。

(2) IFRS 第 9 号のアプローチを採用した場合には、金融資産ごとに分類要件を検討する必要がなくなることから、運用をより円滑に行うことができることが考えられる。また、いわゆるテインティング・ルールが無くなることによって、企業の実態をより忠実に表現できる可能性があると考えられる。

FVOCI で測定する金融資産の範囲

31. 金融商品会計基準等では、「その他有価証券は、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。その中には、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や業務提携等の目的で保有する有価証券が含まれることになるから、その他有価証券は長期的には売却することが想定される有価証券である。」としている（金融商品実務指針第 72 項）。

32. さらに、金融商品会計基準等において、その他有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理するとしている（金融商品会計基準第 18 項）。

(1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。

(2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

33. 一方、IFRS 第 9 号では、回収及び売却事業モデルの中で保有されている金融資産については、FVOCI で測定するとされている。また、本資料第 13 項(2)のとおり、回収及び売却事業モデルの中で保有されている金融資産は、金融資産の売却が事業モデルの目的の達成に不可欠のものであり単なる付随的なものではないから、回収事業モデルと比較して、通常、売却の頻度と金額が大きくなるとされている。

34. その他有価証券と回収及び売却事業モデルの中で保有されている金融資産とを比較すると、当期純利益（純損益）の観点からは回収事業モデルと同様の考え方に基

づいて償却原価で測定しつつ、売却する可能性を勘案して貸借対照表の観点からは時価（公正価値）で測定する点において共通していると考えられる。

35. ここで、その他有価証券のうち、株式等についてはフェーズ 2 で分析を行うこととしていることから、債券に絞って検討を行うと、事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れて分類を行う単位を変更する場合、次の影響が考えられる。

(1) 金融商品会計基準等においてその他有価証券に分類されていた債券のうち、回収事業モデルの中で保有されているものについては、償却原価で測定される。

なお、金融商品会計基準等において満期保有目的の債券に分類されていたものについては、通常、回収事業モデルの中で保有されていると想定されるため、分析を省略する。また、債権については、回収及び売却事業モデルの中で保有されている場合は必ずしも多くないと考えられることから、分析を省略する。

36. 前項(1)については、金融商品会計基準等において満期保有目的の債券に分類する要件（例：信用リスクに関する要件）を満たさないとしてその他有価証券に分類されていた債券に関して、事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れた場合に、回収事業モデルの中で保有されているものに分類されるケースが挙げられる。これに関しては、本資料第 27 項から第 30 項における分析のとおり、例えば信用リスクが低くない場合であっても SPPI 要件を満たしていれば、回収事業モデルの中で保有されているものについて償却原価で測定することは許容できると考えられる。

37. 上述の分析を踏まえると、SPPI 要件を取り込むことを前提とした場合には、回収及び売却事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れることに大きな支障はないと考えられる。

38. なお、事業モデルを採用して分類を行う単位を変更することとは直接関連しないが、本資料第 32 項(2)の「時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する」方法は、IFRS 第 9 号では認められていない。この方法を廃止するように見直すかどうかについては、別途、検討を行うことを予定している。

FVPL で測定する金融資産の範囲

39. 金融商品会計基準等では、有価証券に関して「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。」としている（金

融商品会計基準第 15 項)。また、債権については、「金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するものについては、売買目的有価証券に準じて取り扱うものとする。ただし、この対象となる金融資産は、流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なものでなければならない。」としている(金融商品実務指針第 269 項)。

40. 一方、IFRS 第 9 号は、その他の事業モデルの中で保有されている金融資産については、FVPL で測定するとされている。本資料第 13 項(3)に記載のとおり、FVPL で測定する結果となる事業モデルの一例として、企業が金融資産を当該資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現する目的で管理している事業モデルが挙げられている。

41. 両者を比較した場合、いずれもトレーディング目的で金融商品を保有している場合に FVPL で測定することを求めている点について共通していると考えられる。

42. ここで債券について検討すると、金融商品会計基準等と IFRS 第 9 号とでは分類を行う単位は異なるものの、金融商品会計基準等が「一般に、企業が保有する有価証券を売買目的有価証券として分類するためには、有価証券の売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署(関係会社や信託を含む。)によって売買目的有価証券が保管・運用されていることが望ましい。」(金融商品実務指針第 65 項)としていることを踏まえると、金融商品会計基準等においても金融商品単位ではなく一定の部署単位で運用されている場合があると考えられる。

43. 前項の分析を踏まえると、債券については、その他の事業モデルに関する IFRS 第 9 号のアプローチを取り入れることに大きな支障はないと考えられる。

44. 次に債権について検討すると、一般事業会社では債権をその他の事業モデルの中で保有することは稀と考えられる一方、金融機関においてはあり得ると考えられる。この点、本資料第 39 項に記載のとおり、金融商品会計基準等においてはトレーディング目的で保有する債権について売買目的有価証券に準じて取り扱うとしつつ、この対象となる金融資産は、流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なものでなければならないとしている。このため、この観点から追加的な検討が必要と考えられる。

45. 前項の点については、次の影響が考えられる。

(1) トレーディング目的で保有しているが「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件を満たさないため、金融商品会計基準等では通常の債権と同様の会計処理を行っていた債権について、その他の事業モデルの中で保有

されているとして、FVPL で測定される。

46. 金融商品会計基準等における「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件は、金融投資の考え方に基づいていると考えられる。すなわち、「主観のれんの獲得を期待しうる活動（事業投資）の成果と、正常なリターンしか期待できない活動（金融投資）の成果は、企業価値評価の観点から異なるものである」[14]と考えられており、「本来、時価評価の対象となる金融投資には主観のれんが期待されないため、その区分には、①短期売買の意思と能力（資産を保有（負債を負担）している企業に、短期売買（決済）をする意思と能力があること）と②活発な取引（流動性）のある市場の存在（その短期売買（決済）をする意思を実行するために必要な、活発な取引（流動性）のある市場が存在すること）の 2 つの条件が必要になる」[15]と考えられている。金融商品会計基準等における「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件は、②の観点から金融投資に求められるものと考えられる。

47. 前項の考え方に基づいた場合、「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件を満たさない場合には金融投資に該当せず、時価評価すべきでないという整理になると考えられる。この場合、本資料第 45 項(1)の影響は許容範囲を超えているとも考えられる。この点は、今後検討を行うことを予定している公正価値オプションとも関連するため、その際に合わせて検討を行うこととする。

（その他の検討事項）

48. 上述の検討以外の領域について、IASB の適用後レビューにおける事業モデルに関する議論[16]を踏まえると、事業モデルの評価の際に判断が必要となる主なものとして、次が考えられる。

(1) 事業モデルの評価単位

(2) 分類変更の要否

49. 以降では、前項の判断を要すると考えられる主な領域ごとに更なる分析を行う。

---

[14] 「投資のリスクからの解放－純利益の特性を記述する概念の役割と限界－」、米山正樹・秋葉賢一・浅見裕子（著）、187 頁から 188 頁

[15] 「投資のリスクからの解放－純利益の特性を記述する概念の役割と限界－」、米山正樹・秋葉賢一・浅見裕子（著）、188 頁

[16] 詳細はリンク先を参照いただきたい。
https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/october/iasb/ap3b-business-model-assessment.pdf

事業モデルの評価単位

50. 事業モデルの評価は、個々の金融資産ごとではなく、より集約したレベルで行うこととされている。このため、事業モデルの評価単位（金融資産の集約レベル）を決定する必要があるが、当該決定には判断が必要となると考えられる。

51. この点、事業モデルは、金融資産のグループが特定の事業目的を達成するためにどのように一括して管理されているかを反映するレベルで決定することとされている。また、事業モデルの評価単位に関して、IFRS 第 9 号では、必ずしも企業レベルで評価する必要はなく、金融資産を管理しているレベルを判定するために、金融資産のポートフォリオをサブポートフォリオに区分することが認められている（IFRS 第 9 号 B4.1.2 項）。

52. ここで、事業モデルは事実の問題であり、リスク管理などの活動を通じて観察可能であるとされている。また、企業によっては、社内規定等により金融資産の所管部署における権限や責任の範囲が明確化されている場合があると考えられる。このため、事業モデルの評価単位（金融資産の集約レベル）については、企業のリスク管理の単位や管理者の評価（責任）範囲といった事実関係を踏まえて決定することができると考えられる。

53. なお、IFRS 第 9 号の適用後レビューでは、連結グループの観点と子会社の観点で事業モデルの評価が異なる場合の取扱いに関するコメントが寄せられたとされているものの、このような状況は我が国において限定的であると考えられる。

54. 以上のことから、事業モデルの評価単位の決定については、金融資産の分類アプローチとして IFRS 第 9 号の事業モデルの定めを取り入れるにあたり一定の対応が必要であると考えられるものの、過大なコスト負担や複雑な判断が要求される状況が生じるとまではいえないと考えられる。むしろ、金融商品会計基準等における保有目的による分類と比較すると、より客観的に観察可能と考えられる。

分類変更の要否

55. IFRS 第 9 号では、企業が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合に、かつ、その場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産について分類変更を行うことが要求されている。こうした変更は外部当事者に対して立証できるものでなければならないことから、極めて稀にしか起こらないと予想され、企業が自らの営業にとって重大な活動の開始又は終了のいずれかを行う場合だけであるとされている。

56. IFRS 第 9 号の適用後レビューでは、分類変更に関する詳細なガイダンスの提供や

当該要求事項の制限を緩和することを求めるコメントが聞かれたとされている。この点、IASB は、分類変更は外部当事者に対して立証できるものであって頻繁に変更されないという点や当該要求事項の制限を緩和することは経営者の意図に基づく分類を要求することと類似しており、金融資産の分類変更の複雑性を増大させる懸念があるといった点を踏まえ、分類変更の要求事項を見直す必要はないと結論づけたとされている。

57. また、IFRS 第 9 号では、企業が事業モデルの評価日において利用可能であったすべての関連性のある情報を考慮していたのであれば、評価日における企業の予想と異なる形でキャッシュ・フローが実現したとしても、このような状況が生じた事業モデルの中で保有されている残りの金融資産の分類を変更するものではないとされている[17]。(IFRS 第 9 号 B4.1.2A 項)

58. このため、金融資産の分類アプローチとして IFRS 第 9 号の事業モデルの定めを取り入れたとしても、分類変更が生じる局面は非常に限定的であり、過大なコスト負担や複雑な判断が要求される状況が生じるとまではいえないと考えられる。

ディスカッション・ポイント
本資料第 24 項から第 58 項の事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以　上

[17] ただし、企業が新たに組成又は購入した金融資産についての事業モデルを評価する際には、過去にキャッシュ・フローがどのように実現されたのかに関する情報を、他のすべての関連性のある情報とともに、考慮しなければならないとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.2A 項)